

## 営業種目 560：労働者派遣業務を申請される事業者の皆様へ

平成 27 年 9 月 30 日に労働者派遣法が改正され、これまでの「特定労働者派遣事業」と「一般労働者派遣事業」の区別は廃止され、全ての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく「労働者派遣事業」に一本化されました。

しかしながら、資格申請システムはこの法改正に対応しておらず、「許認可情報」において「労働者派遣事業許可証」を選択することができません。

そこで、560：労働者派遣業務を申請される方で、平成 27 年 9 月 30 日以降許可を得たことによる「労働者派遣事業許可証」をお持ちの場合は、許認可情報画面で「一般労働者派遣事業許可証」の欄にチェックを入れて申請してください。

お問い合わせ先  
神奈川県会計局調達課  
資格審査グループ  
045-210-6721（直通）